

議案第79号

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による薬事法の一部改正等に伴い、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査等の事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市衛生関係手数料条例（平成12年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表75の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表76の項中「薬事法第4条第2項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項」に改め、同表77の項から84の項までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表90の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬局の開設又は医薬品の販売業」を「医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」に、「薬局開設又は医薬品販売業」を「医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業」に改め、同項を同表94の項とし、同表89の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬局の開設又は医薬品の販売業」を「医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」に、「薬局開設又は医薬品販売業」を「医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業」に改め、同項を同表93の項とし、同表88の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表92の項とし、同表87の項中「薬事法施行令」を「医

薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め，同項を同表91の項とし，同表86の項中「薬事法施行令」を「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め，同項を同表90の項とし，同表85の項中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め，同項を同表89の項とし，同表84の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|----------------------------|--------|
| 85 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査 | 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料 | 29,000 |
| 86 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 | 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料 | 11,000 |
| 87 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 | 薬局開設許可証書換え交付手数料 | 2,000 |
| 88 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 | 薬局開設許可証再交付手数料 | 2,900 |

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，別表75の項から88の項までの改正規定並びに同表89の項及び90の項の改正規定（「薬事法施行令」を「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める部分に限る。）は，公布の日から施行する。